

年末調整による不足額徴収繰延承認（却下） 通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下） 通知書」は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び通知文の「承認（却下）」の文言	決裁結果に応じて、「承認」又は「却下」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。